

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 入会のご案内

入会のご案内

一般社団法人日本福祉用具供給協会は、日常生活に支障のある全ての高齢者や、身体の不自由な方の自立支援・生活支援及び介護負担軽減のために福祉用具を供給する民間事業者が、健全な経営を図りつつ供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに、地域福祉の発展に寄与することを目的に活動を続けています。

福祉用具の普及や啓発に取り組んで頂ける皆様のご入会をお待ちしております。

会員特典

- ① 国、行政機関等の動向について貴社に直接個別に情報発信いたします。
- ② 当協会主催の研修会等に優先参加ができ、受講料の割引があります。
- ③ 当協会会員を対象とした各種保険に加入できます。
 - (1) 会員限定のお得な団体保険割引が適用される「総合補償制度」に加入できます。
 - ①賠償責任保険……事業者の業務の遂行に伴い発生した事故に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって、被る損害および初期対応費用(身体障害を与えた場合)を保険金としてお支払いする保険
 - ②レンタル品損害のための保険……レンタル品の火災、落雷、破裂、爆発、盗難、破損、運送中の事故、取扱上の不注意などの日本国内において不測かつ突発的な事故により保険の対象に直接生じた損害を幅広く補償する保険
 - (2) 全国中小企業団体中央会の「業務災害補償制度」に団体割引(今年度は最大約 56%割引)でご加入できます。
 - ①企業向け賠償保険……従業員の方等が業務上の事由、または通勤により被った身体障害について、企業・役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
 - ②従業員向け定額補償……従業員の方の業務中の事故によるケガに対する保険金
※ケガによる保険金は政府労災の給付決定を待たずにお支払いします。
 - (3) 全国中小企業団体中央会の「情報漏えい保険制度」に団体割引(今年度は最大約 68%割引)でご加入できます。
- ④ 当協会が発行しております書籍を会員割引で購入できます。(書籍の詳細は HP をご参照下さい)
- ⑤ 各地域での研修や情報交換の場に参加することで、新しい知識の習得とネットワーク作りに役立ちます。
- ⑥ 一事業者としては難しい問題でも、団体の力としての解決が可能となります。

入会の手続き・お申込み方法

当協会の趣旨に賛同し、入会を希望される場合は、所定の「入会申込書」に必要事項をご記入のうえお申込下さい。

※入会については、理事会で審査・決定致します。

【年会費(裏面参照)】《正会員》福祉用具に関する前年度年間売上高により異なります。但し、3千万円以上の新規正会員の初年度年会費は一律 5 万円 /
《賛助会員》一律 15 万円 【入会金】不要



一般社団法人
日本福祉用具供給協会

正会員の入会について

- ① 本協会の入会については、別紙の「正会員申込書」の提出が必要となります。
- ② 正会員入会申込書の提出後、本協会の理事会にて、承認を受けることとなります。
- ③ 年会費について

年会費：3千万円以上の新規正会員の初年度年会費は一律5万円

(次年度以降については福祉用具に関する前年度年間売上高を基準として定められています。)

福祉用具に関する前年度売上高	年会費
3千万円以上の新規会員(初年度)	5万円
～ 3千万円未満	3万円
3千万円以上 ～ 1億円未満	10万円
1億円以上 ～ 5億円未満	15万円
5億円以上 ～ 10億円未満	25万円
10億円以上 ～ 20億円未満	35万円
20億円以上 ～ 50億円未満	50万円
50億円以上 ～ 100億円未満	100万円
100億円以上 ～ 150億円未満	150万円
150億円以上 ～ 200億円未満	200万円
200億円以上 ～	300万円

福祉用具に関する売上高の算出方法について

福祉用具に関する前年度年間売上高の内訳は以下の通りとなります。

- ① 福祉用具の貸与年間売上金額(介護保険貸与・一般レンタル・レンタル卸等)
- ② 福祉用具の販売年間売上金額(特定福祉用具販売・一般販売・卸販売等)
- ③ 住宅改修年間売上金額(介護保険住宅改修・一般住宅改修等)

上記①から③の合計金額を対象に算出をお願い致します。

なお、売上額は税引き前の金額と致します。

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4F

TEL.03-6721-5222 FAX.03-3434-3414

E-mail jimukyoku@fukushiyogu.or.jp URL <http://www.fukushiyogu.or.jp>